

いじめ防止対策 両川小学校の基本方針

【定義】

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

【基本理念】

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることを鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として組織的に行わなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行わなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

【学校及び学校の教職員の責務】

- 4 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、該当学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれを対処する責務を有する。

【保護者の責務】

- 5 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことがないように、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 6 保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護するものとする。
- 7 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 8 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものとして解してはならず、また第三項の規定は、いじめの防止策に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

【具体的方策】

- 9 いじめの予防と早期発見、早期解決に向けた方策

（1）児童の多面的な理解と早期発見

全職員は、全児童に積極的にかかわり、児童の一面的な理解にとどまることなく、多面的な理解に基づき信頼関係を築くものとする。また、職員間での児童理解の場として職員終会時の連絡など定期的に設け、情報の共有化を図り、いじめの早期発見に

努める。

(2) 「いじめ対応ミーティング」の開催

職員は、いじめを発見したり、いじめに関する児童からの相談や保護者等からの連絡を受けたりした場合は、直ちに管理職に報告するとともに、複数の職員で「いじめ対応ミーティング」を行い、対応に着手する。

(3) 指導の記録による情報の蓄積化

指導の記録に生徒指導に関する情報を蓄積していくことで、小学校6年間を通じた児童の人間関係を把握し、多面的な児童理解に努めることとする。また、指導の記録を校長、教頭、生活指導主任等、教職員が確認することにより、情報の共有化、指導の一貫に努める。

(4) 学校生活アンケートと教育相談

「いじめアンケート」（年3回）と教育相談の実施により、児童一人一人の声に耳を傾けることにより、児童の目線に立った実態把握に努めるとともに、小さなサインを見逃すことなく、きめ細やかな対応を行う。

(5) インターネットによるいじめの防止対策

インターネットによるいじめの防止のために、通信器機の適切な利用について児童や保護者に啓発活動を行う。不適切な利用によりいじめ等が生じた際は、『いじめ防止対策推進法』や当該教育委員会などの関係機関、校長、教頭の指導の下、いじめ対策委員会を中心に迅速かついねいな指導を組織的に行う。

(6) 両川中学校との連携

月1回の小中連絡会、年2回の生徒指導連絡会を行い、いじめにつながる問題行動の把握に努める。

10 地域、関係諸機関との連携

(1) 地域・保護者との連携

学期1回以上の生活指導便りを発行する。「個別懇談会」（年2回）を開いたり、適宜、学校からの情報提供をしたりして、いじめ等に対する取組を地域・保護者に伝える。地域や保護者からの情報に、ていねいに対応し、連携に努める。

(2) 関係諸機関との連携

いじめの事実が確認できた場合は、教育委員会や児童相談所等の関係諸機関に速やかに報告し、連携に基づいてこれに当たる。

11 いじめ発生時のいじめ対策委員会による迅速な対応

(1) いじめの事実が確認できた場合は、いじめ対策委員会を中心に、いじめをやめさせ、再発を防止するために、いじめを受けた児童への支援や、いじめを行っていた児童への指導又は、その保護者への助言を継続的に行う。指導後、問題が確かに解決したかを判断するために3か月以上の経過観察を行うことを原則とする。

(2) いじめ対策員会は、校長のリーダーシップのもと教頭、教務主任、生活指導主任、担任、養護教諭がこれに当たる。また、必要に応じて、スクールカウンセラー等、専門的職員も加わる。